

# 令和4年1月1日から 瓦の緊結方法に関する基準が強化されます

昭和46年建設省告示第109号「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件」の一部改正

## ○改正内容

令和元年房総半島台風（台風第15号）による千葉県内の瓦屋根強風被害の発生を受けて、建築物の瓦屋根の仕様基準を規定している「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件（昭和46年建設省告示第109号）」の一部が改正され、令和4年1月1日から緊結方法などが強化されます。

令和4年1月1日以降に瓦屋根の工事に着手する建築物は、以下の緊結方法による施工をする必要があります（平成12年建設省告示第1458号に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除く。）ので、ご注意ください。

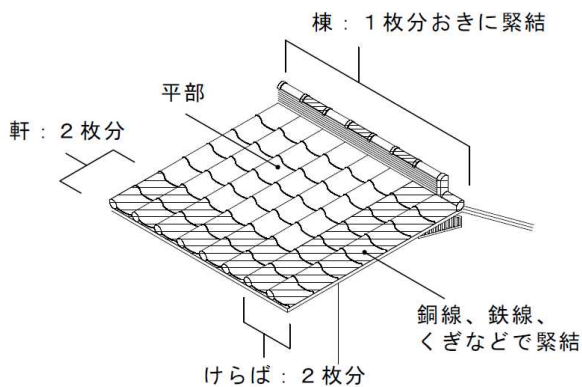
緊結箇所		全ての瓦		
緊結方法 ※1	軒、けらば	3本のくぎ等（くぎ※2又はねじ）で緊結		
	むね	ねじで緊結		
	平部	基準風速	香川県内の場合 3.4m/s	
		瓦の種類	くぎ等2本で緊結	
F形 J形、S形 防災瓦（J形、S形、F形）		くぎ等1本で緊結		
耐久性		屋根ふき材・緊結金物にさび止め・防腐措置をすること		

※1 緊結強度は、銅線、鉄線 < くぎ < ねじ

※2 容易に抜け出ないように加工したものに限り。

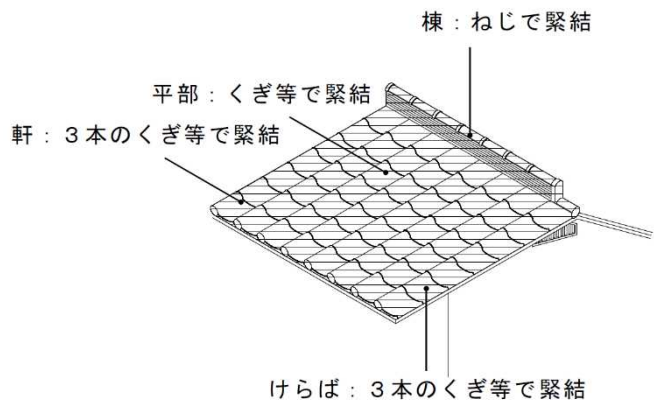
<参考図>

これまで



※網掛け部の瓦のみが緊結対象

令和4年1月1日以降



※全ての瓦が緊結対象

## ○お問い合わせ

土木部建築指導課

電話：審査指導・開発グループ 087-832-3611

FAX：087-806-0239

※建築物等の所在地が高松市内のものは、高松市建築指導課（087-839-2488）にお問い合わせください。